

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ドミニカ共和国	低開発地域上水道施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との交換公文	低開発地域の上水道施設改修に必要な生産物及び役務の供与 1. 低開発地域の生産物の調達に必要な役務の供与 2. 機械及び資材の調達に必要な役務の供与 3. 車両及び資材の運送に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2の機械の操作指導に必要な役務の供与 低開発地域上水道施設改修計画を実施するために必要な	568,000千円 H15.3.12まで	H14.3.13 セント・ ドミング で (同日)	日本側 野上武久在ドミニ カ共和国大使 ウーゴ ・トレンティノー・ダイ ッゾ外務大臣	H15.10.23 406号
ドミニカ共和国	低開発地域上水道施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との交換公文	低開発地域の上水道施設改修に必要な生産物及び役務の供与 1. 低開発地域の生産物の調達に必要な役務の供与 2. 車両、機械及び資材の運送に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機械の操作指導に必要な役務の供与 旧公営農場地下水開発計画を実施するために必要な役務の供与 1. 車両、機械及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の機械及び車両の操作指導に必要な役務の供与 4. 運営指導に必要な役務の供与	554,000千円 H15.3.31まで	H14.10.29 セント・ ドミング で (同日)	日本側 野上武久在ドミニ カ共和国大使 ウーゴ ・トレンティノー・ダイ ッゾ外務大臣	H15.10.16 389号
ドミニカ共和国	旧公営農場地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との交換公文		440,000千円 H16.3.31まで	H15.8.12 セント・ ドミング で (同日)	日本側 野上武久在ドミニ カ共和国大使 ウーゴ ・トレンティノー・ダイ ッゾ外務大臣	H16.7.27 388号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ドミニカ共和国との無償資金協力取極一覽